

青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム運営要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、「青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム」の運営に関して、必要な事項を定めるものとする。

(代表者会)

第2条 青少年を有害環境から守る奈良コンソーシアム設置要綱（以下「要綱」という。）

第5条第1項に基づき構成する代表者は、次の通りとする。

- (1) 奈良県子ども・若者支援団体協議会長
- (2) 奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課長
- (3) 削除
- (4) 奈良県教育委員会事務局高校教育課長
- (5) 奈良県教育委員会事務局人権・地域教育課長
- (6) 奈良県警察本部生活安全部少年課長
- (7) 奈良県警察本部生活安全部サイバー犯罪対策課長
- (8) 奈良県PTA協議会長
- (9) 奈良県高等学校PTA協議会長
- (10) (株)ドコモCS関西奈良支店長
- (11) KDDI(株)関西総支社長
- (12) ソフトバンク(株)コーポレート統括CSR本部地域CSR統括部 関東・東海・関西地域CS部長
- (13) 一般社団法人安心ネットづくり促進協議代表理事
- (14) 一般財団法人草の根サイバーセキュリティ推進協議会代表理事

(幹事会)

第3条 要綱第6条第1項に基づき設置する幹事会は、次に掲げる機関をもって構成する。

- (1) 奈良県地域創造部こども・女性局教育振興課
- (2) 奈良県教育委員会事務局高校教育課
- (3) 奈良県警察本部生活安全部少年課

(作業部会)

第4条 要綱第7条第1項に基づき設置する作業部会は、各実施事業ごとに構成する。

2 作業部会は、代表者会等により構成機関を定める。

(そ の 他)

第5条 この要領に定めのないものは、会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年4月1日より施行する。
この要領は、平成20年4月1日より施行する。
この要領は、平成21年4月1日より施行する。
この要領は、平成23年4月1日より施行する。
この要領は、平成23年5月13日より施行する。
この要領は、平成23年11月18日より施行する。
この要領は、平成24年4月1日より施行する。
この要領は、平成25年5月16日より施行する。
この要領は、平成26年8月18日より施行する。
この要領は、平成27年5月21日より施行する。

この要領は、平成28年5月20日より施行する。
この要領は、平成29年5月19日より施行する。
この要領は、平成30年5月15日より施行する。
この要領は、令和元年5月14日より施行する。
この要領は、令和2年7月30日より施行する。
この要領は、令和3年5月21日より施行する。
この要領は、令和4年5月31日より施行する。
この要領は、令和5年9月28日より施行する。
この要領は、令和6年6月4日より施行する。